

パブリック・コメント手続の概要

重要な政策や条例の立案
(原案の作成)

パブリック・コメントの実施を決定

パブリック・コメントの実施を周知(意見募集)
市広報、市ホームページ、行政番組などで原案を公表



原則30日以上
住所・氏名を明記

募集

郵送、FAX、
電子メールなど



提出された意見等の検討
原案に反映の有無、その理由など



ホームページなど

公表

- 意見等の概要
- 意見等に対する市の考え方
- 原案を修正する場合の内容 など

議会の議決、または議会への報告

政策等の決定